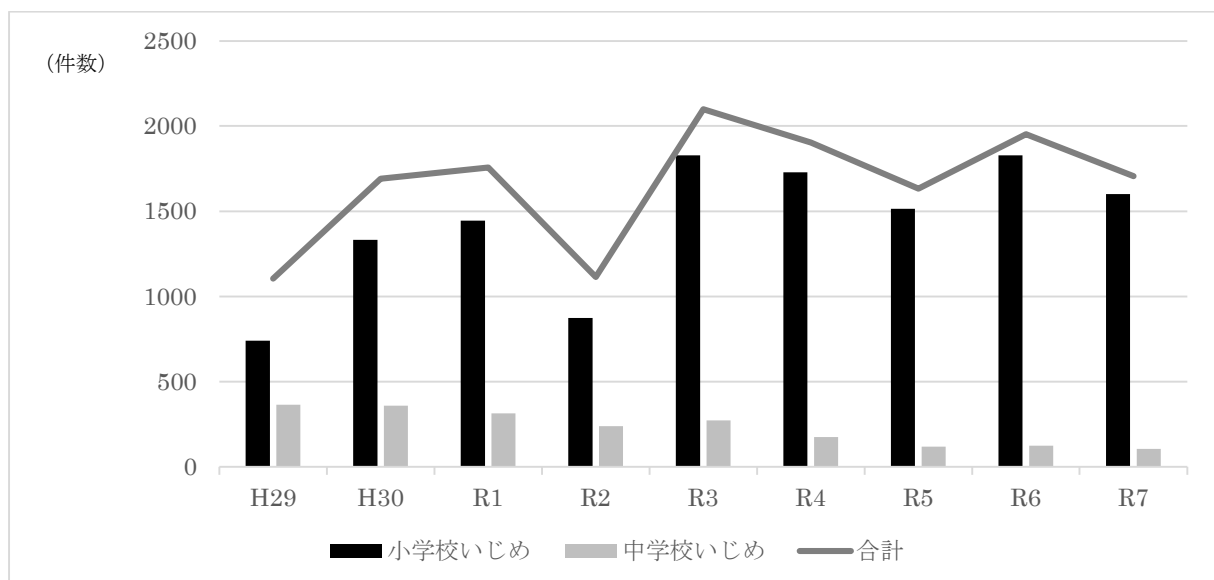


本市におけるいじめの対応と取組について

1 いじめの定義（出典：文部科学省HP、いじめ問題に対する施策、(2)いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 芦屋市のいじめ認知件数の経年変化



芦屋市の傾向

○校種、学年に関わらず全体に見られるもの

- ・伝え方・距離の取り方（ちょっかい、仲良くしたい気持ちで近づく等）
- ・性的なもの（体を触られる、ズボンを脱がされる等）、
- ・SNSに関連するもの（写真・動画を勝手に撮られた、悪口を書き込まれた等）

○低学年の暴言・暴力

- ・何もないのに暴力を振られる、叩かれる。

○芦屋市いじめ問題対策審議会から

- ・普段から発生しないように関係機関との連携が必要
- ・対応が難しいものが増えているが、いじめに対して真摯に熱心に取り組んでいる。
- ・重大事態では、子どもたちの関係修復が置き去りになっている。
- ・積極的に認知し、重大化させないことが必要。

3 学校における対応

- (1) 法、基本方針に基づいた対応ができるように、学校いじめ防止基本方針の点検・修正、教職員間での共有
- (2) 学校いじめ防止基本方針をHPに公表等、保護者に周知
- (3) いじめ対応委員会等、組織的な校内支援体制の構築
- (4) 大学教授や弁護士を招致し、校内事例研修会の実施
- (5) 校内支援体制の中核となる教育相談コーディネーター養成のための研修の実施
- (6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的活用
- (7) 日々の観察に加え、いじめアンケート・アセスメントツールや生活ノート等を活用し、未然防止および早期発見
- (8) いじめ防止に関する弁護士授業による未然防止
- (9) SNS 等によるいじめの防止、対処のための啓発
- (10) 警察、こども家庭総合支援担当等の関係機関との連携協力

4 令和8年度の実組

- (1) 法と基本方針に基づき、迅速に対応できるよう確認、指導を実施
- (2) 生徒指導事例研修を行い、教職員の啓発を行う。
- (3) いじめ対策組織を起点として、組織的ないじめ対応を行う。
- (4) 組織的な校内支援体制の中核である教育相談コーディネーターの養成のための研修を進める。
- (5) いじめアンケートの毎学期実施、個別調査の実施、指導後3カ月の経過観察
- (6) 各教科等で情報通信ネットワークや個人情報の保護、SNS の危険性について学習し、子どもたち自らがSNSを使いたいじめについて考える場を設定
- (7) 弁護士によるいじめ防止に関する授業の実施
- (8) いじめ対応委員会やケース会議、校内研究会等における、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用
- (9) 人権教育、学級活動と関連させた、いじめを生まない学級づくりの取り組み

5 令和8年度 芦屋市いじめ問題対策審議会

第1回：令和8年8月 実施予定

第2回：令和9年2月 実施予定

内容 ・事例報告ならびに経過報告

- ・いじめアンケートの結果の分析とその対応について
- ・いじめの重大事態への対応について